

平成23年度

勝浦市財政健全化審査意見書

勝浦市監査委員

勝 監 第 7 8 号
平成 2 4 年 8 月 2 0 日

勝浦市長 猿 田 寿 男 様

勝浦市監査委員 市 川 慎 一
勝浦市監査委員 岩 瀬 洋 男

平成 2 3 年度勝浦市財政健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 2 3 年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見書を提出します。

平成23年度勝浦市財政健全化審査意見書

1 審査概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	平成23年度	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	14.85	20.0
②連結実質赤字比率	—	19.85	35.0
③実質公債費比率	10.3	25.0	35.0
④将来負担比率	98.1	350.0	—

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

平成23年度は実質赤字額が発生していないため、当該数値は算定されない。

②連結実質赤字比率について

平成23年度は連結実質赤字額が発生していないため、当該数値は算定されない。

③実質公債費比率について

平成23年度の実質公債費比率は10.3%で、前年度の実質公債費比率11.7%と比較すると1.4ポイント減少しており、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

④将来負担比率について

平成23年度の将来負担比率は98.1%で、前年度の将来負担比率106.9%と比較すると8.8ポイント減少しており、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。